

## 肱川上流漁業協同組合内共第18号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、肱川上流漁業協同組合の有する内共第18号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ及びあまごをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、友掛け、穴釣り、たも網等、はえなわ、栓（じんど）及び投網（投げ網を含む。）による遊漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物・漁具・漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、友掛け、穴釣り、たも網等、栓（じんど）又は投網（投げ網を含む。）による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次に掲げる漁具・漁法により遊漁をしてはならない。

(1) 瀬張り、やな又は刺し網の漁具・漁法。

(2) やす及び空針掛け（水中のしゃくり掛けを含む。）の漁具・漁法。

(3) 瀬張りの設置場所から上流50メートルの区域内において、漁具を使用する漁法又は夜間に灯火を使用する漁法。

(4) 水中に電流を通じてする漁法。

(5) 第4条に規定する期間内においても、6月1日から8月31日までの期間に夜間に灯火を使用する方法。

(6) 農薬又は毒物等を使用する方法。

(7) 栓（じんど）を使用する漁法において、遊漁者1人が栓の総本数30本を超えること。

(8) 夜間に船舶を使用して野村ダム湖面において水産動物を採捕すること。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。ただし、第1条に掲げる肱川上流漁業協同組合（以下「組合」という。）が、水産動植物の繁殖保護、漁業調整上必要と認める場合は、遊漁の期間を制限することができる。

魚種	期 間
あゆ	6月 1日から12月31日まで
うなぎ	4月 1日から 9月30日まで
こい	1月 1日から12月31日まで
あまご	2月 1日から 9月30日まで

2 前項の公表は、この組合及びこの組合が委託する販売店に掲示して公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の区域内、期間及び漁法による遊漁をしてはならない。

- (1) 愛媛県内水面漁業調整規則で定めた禁漁区域。
- (2) 組合が設置する保護区域内で、禁止する期間、漁法及び保護をする魚種を定めた場合のその範囲内での漁法
- (3) 鹿野川ダム堰堤から上流150メートルの区域内。
- (4) 野村ダム堰堤から上流500メートル及び下流100メートルの区域内。

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	大 き さ
こい	全長20センチメートル
うなぎ	全長25センチメートル
あまご	全長が15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、この規定にかかわらず、中学生以下の者の遊漁については無料とする。

(単位：円)

等級	漁具・漁法	遊漁料
2級	投網（投げ網を含む。）、栓（じんど）友掛け、たも網、はえなわ及び3級の漁法	1日 2,000
		1年 6,000
3級	釣り（手釣り、竿釣り、穴釣り等）	1日 1,000
		1年 2,500

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 肱川上流漁業協同組合（西予市野村町野村 12 号 470 番地）
- (2) 組合が指定する販売店

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
  - (2) 承認期間
  - (3) 魚種
  - (4) 漁具・漁法
  - (5) 遊漁料の額
  - (6) 注意事項
  - (7) その他参考となるべき事項
  - (8) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

様式第1号

遊 漁 承 認 証

表

裏

<p>遊漁承認証 令和 年度 承認期間 魚種 漁具・漁法 遊漁料の額 注意事項 その他参考となるべき事項 肱川上流漁業協同組合® NO. _____</p>	<p>遊漁者住所 _____ 遊漁者氏名 _____ 遊漁者年令 _____ 満才 鑑札種別 _____ 級 発行所</p>
--	--

- (注) ・文字を縦書きとする場合がある。  
・特に注意事項等を記載した漁業案内を添付する。

- (注) ・文字を縦書きとする場合がある。  
・特に注意事項等を記載した漁業案内を添付する。

